

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和５年１０月１６日

一般財団法人 茨城県環境保全事業団 理事長

１ 入札対象工事

- (1) 工事名 新産業廃棄物最終処分場 準備作業工事（その２）
- (2) 工事場所 日立市諏訪町
- (3) 工事概要 裏山堆積場伐開工 $A = 31000\text{ m}^2$
- (4) 工 期 契約日の翌日から令和６年３月３１日
- (5) 建設工事の種類（業種区分） 土木一式工事

２ 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成７年茨城県告示第４７３号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を（単体又は経常建設共同企業体）として受けている者であること。
- (3) 土木一式工事について、令和５・６年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された格付けがＡ又はＢ等級であること。
- (4) 茨城県内において、国、地方公共団体又は特殊法人が発注した法面工事のうち、平成２５年４月１日から令和５年３月３１日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を対象工事に配置できること。（専任での配置を要しない。）
 - (ア) １級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第２６条に規定する主任技術者になり得る者であること。
 - (イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。
 - (ウ) 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者である場合は以下の条件を満たす者であること。
 - ・対象工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。
 - ・工事箇所及び属する営業所が茨城県内であること。

なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が称したものとみなす。

- (エ) 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）であっても配置予定技術者として認める。
- (オ) 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあっては、工期の始期日から配置できること。
- (カ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- (キ) 本工事は、特例監理技術者の配置は認めない。
- (6) 茨城県高萩工事事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後には茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (8) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 土木一式工事について、建設業の許可を受けていること。
- (10) 土木一式工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（様式第4号。以下「資料」という。）及び競争参加資格の裏付資料各1部を（持参又は郵送）により提出し、競争参加資格確認通知書（様式第6号）の交付を受けなければならない。

2(5)に掲げる事項に該当する場合にあっては、すべての配置予定技術者について、申請書等を作成のうえ、提出するものとする。

また、この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合にあっては、主任（監理）技術者重複申請調書を提出すること。

(ア) 申請書等の提出期限・場所

- ・ 令和5年10月30日（月）16時必着
（ただし、郵送による受領期限は令和5年10月27日（金）（書留郵便に限る。））
- ・ 場所 〒316-0003 茨城県日立市多賀町2丁目1-4 多賀町カシマビル1
一般財団法人 茨城県環境保全事業団
- ・ 電子メールアドレス seibi@ef-kasama.or.jp

(イ) 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

(ウ) 申請書、資料のヒアリング

実施しない。

(エ) 競争参加資格の確認は、申請書の申請日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として8日以内（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に回答する。

(オ) 競争参加資格の裏付資料として、下記のものを提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

- ・入札に参加しようとする者の施工実績が確認できる資料
- ・配置予定技術者の資格認定証明書の写し
- ・入札に参加しようとする者と配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料
（健康保険被保険者証等の写し）

＊健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

- ・最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の15））の写し

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し

(2) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、(1)(エ)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に一般財団法人茨城県環境保全事業団理事長に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。

(3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

(4) 他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなったときは、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書（以下「取下げ書」という。）を開札日時までに提出すること。郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には担当部局に電話により連絡し、取下げ書をファクシミリにより提出したうえで、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

4 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書は次により閲覧に供する。

(ア)エコフロンティアかさまホームページ

URL : [エコフロンティアかさま \(ef-kasama.or.jp\)](http://ef-kasama.or.jp)

(2)設計図書に対する質問がある場合は、会社名、担当者名、連絡先を記載の上、簡易な内容確認を除き、ファクシミリ又は電子メールにより行うこと。

回答は、書面又は電子メールをもって行い、(1)の場所で閲覧に供する。

- ・ 質疑受付時間

令和5年10月17日～令和5年10月27日（ただし、休日を除く。）

いずれも9時から16時まで（ただし、正午から13時を除く。）

- ・ 書面の提出先 〒316-0003 日立市多賀町2丁目1-4 多賀町カシマビル1
茨城県環境保全事業団 整備課 一般競争入札係

- ・ 電子メールアドレス seibi@ef-kasama.or.jp

- ・ 回答閲覧期間

令和5年10月17日～令和5年11月17日（ただし、休日を除く。）

いずれも9時（水曜日のみ10時から）から16時まで（ただし、正午から13時を除く。）

5 現場説明会

実施しない。

6 競争入札執行の日時及び場所

(1)日時 令和5年11月21日（火） 14時30分から

(2)場所 〒309-1603 茨城県笠間市福田165番1
エコフロンティアかさま 管理棟内2階会議室

7 予定価格

- ・ 金23,540,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 入札方法等

(1)入札に当たっては、下記の書類を提出すること。

- ・ 入札書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）
- ・ 工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）
- ・ 連絡担当者の名刺1枚
- ・ 競争参加資格確認通知書の写し

(2)入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送又は電子メールによる入札は認めない。

(3)入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

(4)入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(5)入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(6)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

(8) 入札執行回数は、1回とする。

(9) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(10) あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、(9)によらず落札者とししない。

(11) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより、落札者を決定する。

(12) 書類提出後に入札を希望しない場合には、辞退することができる。入札を辞退するときは、入札執行日前日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。入札執行日当日、時間まで会場にいない場合には、入札を辞退したものとみなす。

入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

9 入札保証金

免除する。

10 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は別に定める作成例に準じたものとする。

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

11 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 調査基準価格

設定しない。

13 最低制限価格

設定する。

14 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

15 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、その4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

16 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (ア) 入札について不正の行為があった場合
- (イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- (ウ) 指定の入札日時までに到達しない場合
- (エ) 入札書を2通以上提出した場合
- (オ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
- (カ) 持参の場合は、代理人が委任状を持参しない場合
- (キ) 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から開札予定日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 開札時点において2に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(5) 他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。

17 火災保険付保の要否

否

18 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

19 その他

(1) 落札決定後、C O R I N S 等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認

された場合は、契約を結ばないことがある。

- (2) 監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の途中交代については、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。

なお、監理技術者等を変更する場合は、2(7)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。

- (3) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表したり、又は無断で他の目的に使用することはしない。

- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

- (5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処理場所等を参考にしたうえで入札すること。

また契約にあたり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。

- (6) 当該工事の落札者は、その後同日に執行される次の工事の入札には参加することができない。この場合において、既に提出された入札書は開封せず無効として取り扱うものとする。

・新産業廃棄物最終処分場 準備作業工事（その3）

- (6) 本工事の担当部局は次のとおりであり、不明の点については照会すること。

一般財団法人 茨城県環境保全事業団 整備課 担当大高 電話 0294-33-8731

- (7) 入札に関連する様式等については、以下のアドレスよりダウンロードすること。

URL : [エコフロンティアかさま \(ef-kasama.or.jp\)](http://ef-kasama.or.jp)